

制定日	平成13年12月21日
改訂日	平成22年10月1日
施行日	平成22年10月1日
版数	第7版

太田市環境物品等調達方針

1. 目的

国は、環境への負荷の少ない物品を積極的に使用することにより、持続的発展が可能な循環型社会の構築を図るとともに、もって将来にわたる国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法：以下「法」という。）」を平成13年1月16日に施行した（ただし、第7条・第8条及び第10条の規定は、平成13年4月1日施行）。

本市は、法が整備されたのに伴いその趣旨に沿うよう「太田市環境物品等調達方針」を策定し、環境への負荷の少ない物品及び役務（以下「物品等」という。）の計画的な調達を図り、環境にやさしいまちづくりに努めるとともに、物品等の適正な調達及び財政運営の健全化に資するものである。

2. 基本原則

物品等の調達にあたっては、その必要性を十分考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して調達するものとする。

優先順位

削減

- a) 「環境汚染物質等の削減」 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること
- b) 「省資源・省エネルギー」 資源やエネルギーの消費が少ないこと

長期使用

- a) 「天然資源の持続可能な利用」 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること
- b) 「長期使用性」 長期間の使用ができること

再利用

「再使用可能性」 再使用が可能であること

リサイクル

- a) 「リサイクル可能性」 リサイクルが可能であること
- b) 「再生材料等の利用」 再生材料や再使用部品を用いていること

エネルギー回収適正処理

「処理・処分の容易性」 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと

3. 対象機関

本方針は、出先機関・市内小中養護学校・高校を含む全行政機関を適用対象とする。

4. 対象品目と調達目標

調達を推進する物品等（以下「特定調達物品」という。）の品目は別表「特定調達品目一覧表」のとおりとする。特定調達物品の調達目標は、判断基準を満たす物品の調達割合を100%とする。ただし、設備、公共工事、役務については判断基準を満たすものを調達するよう努力する。特定調達物品以外の物品等についても、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

5. 調達判断基準

特定調達物品を選択するための判断基準は、別表「特定調達品目一覧表」のとおりとする。各項目冒頭の【共通の判断基準】に加え、各品目の判断基準、配慮事項をふまえて調達する。

なお、特定調達品目一覧表にない品目については、「国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針」による調達に努める。

また、調達できない場合は、その記録を残すものとする。

6. 調達の留意点

価格や品質等に加え、環境保全の観点から考慮して調達を行う。

できる限り資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての、環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。

調達総量をできるだけ抑制するよう努める。また、調達された物品は長期使用や適正使用、分別廃棄等に留意し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。

機器類等については、できる限り修理等を行い長期使用に努める。

事業者の選定にあたっては、本方針に同意する者を優先する。なお、太田市入札参加資格者は本方針に同意するものである。

物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。

公共工事については、金額が大きく、経済に大きな影響力を有し、また市が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

- ・ 資材等の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意すること。
- ・ 公共工事のコストについては、一層縮減に努めること。
- ・ 調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあること等の事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるよう努めること。
- ・ 公共工事の環境負荷低減方策として、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を図ること。

7. 調達実績の取りまとめ及び公表

所属長は各所属における特定調達物品の調達実績を物品調達担当課に報告する。

物品調達担当課は、共同購入と所属別の特定調達物品の調達実績を取りまとめ公表する。

8. 本調達方針に係る事務担当窓口は物品調達担当課とする。

別表 特定調達品目一覧表

- 1 下表のうち の品目は、判断基準に適合する物品が単価契約されているもの。内部情報（IPK）システムの消耗品管理システムにより請求入力し調達する。同システムが運用されていない所属は単価契約により各所属で調達する。
- 2 下表のうち の品目は、判断基準に適合する物品で協定単価が設定されているもの。協定単価により各所属で調達する。
- 3 上記以外の物品を各所属で調達にするにあたっては、表中の判断基準と配慮事項をふまえ、表中右欄の対応する環境ラベル製品を調達する。または環境物品情報サイト等で情報を収集し適合品を選択する。
巻末に別記する環境ラベル一覧、環境物品情報サイト一覧を参照すること。

【定 義】

この別記において、次のとおり定義する。

【判断基準】特定調達物品の適合品を選択するための基準。

【配慮事項】判断基準ではないが配慮することが望ましい事項。

紙類

【判断基準】

各品目欄に記載のとおり。

【紙類共通の配慮事項】

製品の包装は、できるだけ再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
コピー用紙	古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下。 ただし、古紙パルプ以外の配合は、できる限り間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源によるバージンパルプ、または持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたバージンパルプを原料としていること。 例) FSC 森林認証紙、PEFC 森林認証紙	   <small>エコマーク</small>
フォーム用紙	古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下	
インクジェットカラー プリンター用塗工紙 ジアゾ感光紙	古紙パルプ配合率 70%以上	
印刷用紙 (カラー含む)	古紙パルプ配合率 20%程度以上であること。 ただし、古紙パルプ以外の配合は、できる限り間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源によるバージンパルプ、または持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたバージンパルプを原料としていること。 例) FSC 森林認証紙、PEFC 森林認証紙	 
トイレットペーパー ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率 100%	

文具類

【文具類共通の判断基準】

金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。

プラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用。

木質の場合、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源を使用。

紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率50%以上。

また、主要材料以外の材料が含まれる場合は、次の要件をそれぞれ満たすこと。

木質が含まれる場合は、 を参照

紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は、 を参照

(ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。)

【文具類共通の配慮事項】

製品の包装は、できるだけ再利用しやすく焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
シャープペンシル	共通 プラスチック参照(軸に適用) 残芯が可能な限り少ないこと。	     
シャープペンシル 替芯	共通 プラスチック参照(容器に適用)	
ボールペン	共通 プラスチック参照(軸に適用) 芯が交換できること。	
マーキングペン	共通 プラスチック参照(軸に適用) 消耗品が交換又は補充できること。	
鉛筆	間伐材、端材等の再生資源を使用(軸に適用)	
スタンプ台	再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用(盤面 枠に適用)	
朱肉	再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用(盤面 枠に適用) インク又は液が補充できること。	
印章セット	共通 プラスチック参照(蓋・枠・底に適用) 液が補充できること。	
印箱	共通 プラスチック参照(仕切版に適用)	
公印	木質の場合は、間伐材等の再生資源を使用。	
ゴム印	木質の場合は、間伐材等の再生資源を使用(柄部に適用)	
回転ゴム印	共通 プラスチック参照(柄部に適用)	
定規	共通 プラスチック参照	
トレー	共通 プラスチック参照	
消しゴム	共通 紙参照(巻紙・ケースに適用)	
ステーブラー	共通 プラスチック参照 リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。	
ステーブラー針 リムーバー	共通 プラスチック参照 リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。	
連射式クリップ (本体)	共通 プラスチック参照	
事務用修正具 (テープ)	再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用 テープが交換できること。	

事務用修正具（液状） クラフトテープ	共通 プラスチック参照（容器に適用）	     
	古紙パルプ配合率 40%以上使用（テープ基材に適用）	
粘着テープ （布粘着）	共通 プラスチック参照 （ラミネート層を除くテープ基材に適用）	
両面粘着紙テープ	古紙パルプ配合率 40%以上使用（テープ基材に適用）	
製本テープ	古紙パルプ配合率 50%以上使用（テープ基材に適用）	
ブックスタンド	共通 プラスチック参照	
ペンスタンド	共通 プラスチック参照	
クリップケース	共通 プラスチック参照	
はさみ	共通 プラスチック参照 リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。	
マグネット(玉)	共通 プラスチック参照	
マグネット(バー)	共通 プラスチック参照	
テープカッター	共通 プラスチック参照	
パンチ(手動)	共通 プラスチック参照	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	共通 プラスチック参照	
紙めくりクリーム	共通 プラスチック参照（容器に適用）	
鉛筆削(手動)	共通 プラスチック参照 リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。	
OAクリーナー （ウェットタイプ）	共通 プラスチック参照（容器に適用） 内容物が補充できること。	
OAクリーナー （液タイプ）	共通 プラスチック参照（容器に適用） 内容物が補充できること。	
ダストブロワー	オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数 150 以上の物質が含まれていないこと。	
レターケース	共通 プラスチック参照	
メディアケース （FD・CD・MO用）	再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用 厚さ 5 mm 以下のスリムタイプで、植物原料のプラスチックを使用	
マウスパッド	共通 紙参照（中芯に適用）	
OAフィルター （デスクトップ(CRT・液晶)用）	再生プラスチックが枠部全体重量の 50%以上使用（枠に適用）	
丸刃式紙裁断機	共通 プラスチック参照（金属部分を除く） リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。	
カッターナイフ	共通 プラスチック参照	
カッティングマット	再生オレフィン系樹脂を使用 マットの両面が使用できること。	
デスクマット	オレフィン系樹脂を使用	
OHPフィルム	再生プラスチックがプラスチック重量の 30%以上使用 インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと。または植物原料のプラスチックを使用	



絵筆	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック 70% 使用	     
絵の具	共通 プラスチック参照（容器に適用）	
墨汁	共通 プラスチック参照（容器に適用）	
のり（液状） （補充用を含む。）	共通 プラスチック参照（容器に適用） 内容物が補充できること。	
のり（澱粉のり） （補充用を含む。）		
のり（固形）	共通 プラスチック参照（容器・ケースに適用） 消耗品が交換できること。	
のり（テープ）		
ファイル フラットファイル、バッチファイル、 パイプ式ファイル、綴込表 紙、ボックスファイル、 Z式ファイル、クリップファイル、 用箋挟、図面ファイル、 ケースファイル等	主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率 70%以上。 クリアフォルダーは植物原料のプラスチックを使用。 リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。	
バインダー MPバインダー、 リングバインダー等	主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率 70%以上。 リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。	
ファイリング用品 クリアブック、クリアポケット クリアホルダー、 個別フォルダー等	共通 紙参照	
アルバム	共通 紙参照	
つづりひも	主要材料が紙の場合、古紙パルプの重量が製品全体重量の 70%以上使用 主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが製品 全体重量比の 70%以上使用	
カードケース	共通 プラスチック参照	
事務用封筒（紙製）	古紙パルプ配合率 40%以上。	
窓付き封筒（紙製）	古紙パルプ配合率 40%以上。 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、 再生プラスチック 40%以上か、植物原料のプラスチックを 使用。	
ノート	古紙パルプ配合率 70%以上、塗工のないものは白色度 70% 以下	
タックラベル	古紙パルプ配合率 70%以上使用	
インデックス	古紙パルプ配合率 70%以上使用	
パンチラベル	古紙パルプ配合率 50%以上使用	
付箋紙	古紙パルプ配合率 70%以上使用	
付箋フィルム	共通 プラスチック参照	
黒板拭き	共通 プラスチック参照（カバーに適用）	
ホワイトボード用 イレーザ	共通 プラスチック参照（背板に適用）	

額縁	共通 プラスチック参照	
ごみ箱	再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用	
リサイクルボックス	再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用	
缶・ボトルつぶし機 (手動)	共通 プラスチック参照(ベース部に適用)	
名札(机上用)	共通 プラスチック参照	
名札(衣服取付型・首 下げ型)	共通 プラスチック参照	
チョーク	再生材料が製品全体重量比で10%以上使用	

機器類

【機器類共通の配慮事項】




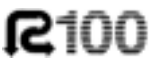

製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ロ - パ - ティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合、再生プラスチックはプラスチック重量の 10%以上使用。 木質の場合、間伐材等の木材を使用。 紙の場合、紙の原料は古紙配合率 50%以上。 修理や部品交換しやすく長期使用できるように設計されていること。 リサイクル、廃棄のため分離、分別しやすく設計されていること。 製品の包装は、できるだけ再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	 

OA 機器

【OA 機器類共通の配慮事項】





製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
コピー機、複合機 拡張性のあるデジタル コピー機 プリンタ プリンタ / ファクシミリ 兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機	古紙配合率 100%の再生紙に対応可能であること。 印刷速度、消費電力などの各機能については環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を参照。 コピー機等・プリンター等・ファクシミリ・ディスプレイ・スキャナについては、国際エネルギー省プログラム制度運用細則の対応をすること。	 (新)  (旧)
記録用メディア 直径 12 cm の CD-R, CD-RW, DVD-R, DVD-RAM	ケースに適用 厚さ 5 mm 以下のスリムタイプで、植物原料のプラスチックを使用。紙の場合、古紙配合率 70%以上。	 
一次電池 または小型充電式電池	アルカリ電池は日本工業規格 C 8501 .8511 に規定する最低平均持続時間を下回らないこと。	

家電製品

【家電製品共通の配慮事項】



製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	<p>エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上の基準を満たすこと。(ただし、定格内容積400m³以下の製品は、3つ星でも可。)</p> <p>冷媒、断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質、代替フロンを使用していないこと。</p> <p>長期使用や再利用しやすいように設計が工夫されていること。</p> <p>プラスチック使用の場合、できるだけ再生プラスチックを使用。</p> <p>使用される塗料は、有機溶剤および臭気が少ないもの。</p>	 
電気便座	<p>エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星相当以上の基準を満たすこと。(ただし、暖房・温水洗浄便座のうち貯湯式の製品は、3つ星でも可。)</p> <p>基準エネルギー消費効率の基準を下回らないこと。</p> <p>分解しやすいなど部品の再使用、素材の再生のための工夫が設計上されている。</p> <p>プラスチック使用の場合、できるだけ再生プラスチックを使用。</p>	 

エアコンディショナー等

【家電製品共通の配慮事項】


製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
エアコンディショナー ガスヒートポンプ式 冷暖房機 ストーブ	<p>エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星相当以上の基準を満たすこと。</p> <p>冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用していないこと。</p> <p>分解しやすいなど部品の再使用、素材の再生のための工夫が設計上されている。</p> <p>プラスチック使用の場合、できるだけ再生プラスチックを使用。</p>	 

温水器等

【家電製品共通の配慮事項】

製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。



特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
電気給湯器	<p>冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用していないこと。</p> <p>分解しやすいなど部品の再使用、素材の再生のための工夫が設計上されている。</p> <p>プラスチック使用の場合は、できるだけ再生プラスチックを使用。</p>	
<p>ガス温水機器</p> <p>石油温水機器</p> <p>ガス調理機器</p>	<p>基準エネルギー消費効率の基準を下回らないこと。</p> <p>分解しやすいなど部品の再使用、素材の再生のための工夫が設計上されている。</p> <p>プラスチック使用の場合は、できるだけ再生プラスチックを使用。</p>	

照明



の品目は、判断基準に適合する物品が協定単価設定されている。設置場所、設置器具に不都合が生じない限り、協定単価により各所属で調達する。

【家電製品共通の配慮事項】

製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
蛍光灯照明器具	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>H f インバータ方式器具。</p> <p>基準エネルギー消費効率の基準を下回らないこと。</p> <p>分解しやすいなど部品の再使用、素材の再生のための工夫が設計上されている。</p> <p>使用される塗料は、有機溶剤および臭気が少ないもの。</p>	
蛍光灯ランプ (直管型：大きさの区分 40形蛍光灯ランプ)	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>H f 蛍光灯ランプ。</p> <p>次の基準のスタータ形またはラピッドスタータ形蛍光灯ランプ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費率は、ランプ効率で 80lm/w 以上。 ・水銀封入量が平均 10mg 以下。 ・定格寿命が 10000 時間以上。 	
電球形状のランプ	<p>不都合なく器具に適合する場合、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>エネルギー消費率は、ランプ効率で 40lm/w 以上。</p> <p>水銀封入量が平均 5mg 以下。</p> <p>定格寿命が 6000 時間以上。</p>	


自動車等

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
自動車	次の自動車であること。 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 ガソリン車、ディーゼル車、LPガス車 「低排出ガス車認定制度」ステッカーの 新 　　　　　　か新 　　　　　　、あるいは旧 のステッカーが貼付され、10・15 モード燃 費基準を満たすこと。	
E T C 対応車載器	ノンストップ自動料金支払システム (ETC) に 対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金 所に設置されたアンテナとの間で無線通信に より車両や通行料金等に関する情報のやり取 りを行う装置であること。	
乗用車用タイヤ	転がり抵抗係数が 9.0 以下であること。 スパイクタイヤでないこと。	
2 サイクルエンジン油	生分解度が 28 日以内で 60% 以上であること。	

消火器



【共通の配慮事項】

製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
消火器	消化薬剤に再生材料が重量比で 40% 以上使用。 分解しやすいなど部品の再使用、素材の再生の ための工夫が設計上されている。 プラスチック使用の場合、できるだけ再生プラ スチックを使用。 使用される塗料は、有機溶剤および臭気が少な いもの。 製品の包装は、できるだけ再利用しやすく廃棄 時の負荷低減に配慮されていること。	

制服・作業服



の品目は、判断基準に適合する物品が単価契約されている。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
制服 作業服	ポリエステル繊維は再生PET樹脂を繊維部分全体重量比で10%以上使用。 製品の包装は、できるだけ再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	 

インテリア・寝装寝具

【共通の配慮事項】


製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
カーテン	ポリエステル繊維使用の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用。	 
タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカー ペット	未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック等の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用。	
毛布	ポリエステル繊維使用の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用。	
ふとん	ポリエステル繊維使用の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用。	
ベッドフレーム	金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用。 木質の場合、間伐材等の再生資源を使用。 紙の場合、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上。	
マットレス	ポリエステル繊維使用の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用。 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量が75ppm以下。 ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質を使用していないこと。	

作業用手袋

【共通の配慮事項】


製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
作業用手袋	ポリエステル繊維使用の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量費(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用。	

その他繊維製品

【共通の配慮事項】


製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
集会用テント ブルーシート 防球ネット	<p>ポリエステル繊維使用の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用。</p> <p>ポリエチレン繊維使用の場合は、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用。</p>	

設 備

【共通の配慮事項】

分解しやすいなど部品の再使用、素材の再生のための工夫が設計上されている。

特定調達品目	判断基準 配慮基準	環境ラベル
太陽光発電システム	商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給できるシステムであること。	
太陽熱利用システム	給湯用または冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。	
燃料電池	商用電源の代替として燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギーまたは熱エネルギーをとりだせるものであること。	
生ゴミ処理機	バイオ式または乾燥式等の処理方法により生ごみの減量を行う機器であること。	

公共工事

【判断基準】

契約図書において、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施し、一定の環境負荷低減効果が認められる資材、建設機械、工法または目的物の使用を義務付けるよう努める。

役 務

【共通の配慮事項】

役務に伴う製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準 配慮基準
印刷 報告書類、ポスター、 チラシ、パンフレット	<p>本表に記した紙類を使用する。ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。</p> <p>リサイクルにおいて阻害要因となる次の材料を使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットメルト接着剤（難細裂化改良 EVA 系、ポリウレタン系、水溶性を除く） ・プラスチック類（紙のコーティング、ラミネート使用を除く） ・布類、不織布 ・樹脂含浸紙（水溶性除く）、硫酸紙、捺染紙、感熱性発砲紙（点字印刷除く）、合成紙、インディアペーパー ・UVインキ（フォーム印刷またはハイブリッドUVを除く）、発泡インキ（点字印刷除く）金・銀・パールインキ ・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたもの） ・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等） <p>オフセット印刷は芳香族成分 1%未満の溶剤を用いるインキを使用する。</p>
食堂 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂	<p>生ゴミを減容及び減量する等再利用に係る適正な処理を行う。</p> <p>繰り返し使える食器を使用する。</p>
自動車整備 定期点検整備 部品交換を伴う修理	<p>自動車リサイクル部品（リユース部品）又はリビルド部品を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リユース部品…使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品。 ・リビルド部品…使用済自動車から取外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品。
庁舎管理	<p>使用する物品が本表の品目に該当する場合、判断の基準を満たしている物品（適合品）を使用する。</p> <p>庁舎管理は各設備の稼働状況を集計して適正に稼働する。</p>
清掃	<p>使用する物品が本表の品目に該当する場合、判断の基準を満たしている物品（適合品）を使用する。</p> <p>洗面所の手洗い洗剤は、資源有効利用の観点から廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんを使用する。</p> <p>ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適正に回収する。</p> <p>補充品等は、過度な補充を行わないこと。</p> <p>清掃の洗剤、ワックス等は使用量を削減し適正量を使用する。</p>

別記 環境物品を選択するための情報源

主な環境ラベル一覧表

下表のマークのほか詳細は、次のURLにより環境省ホームページを参照すること。

URL : <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

マーク名	制度の特色
 エコマーク	ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。ISOの規格（ISO14024）に則った我が国唯一のタイプⅠ環境ラベル制度です。 環境省所管の（財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。
 エコ商品ねっと	ライフサイクル全体を考慮した商品の環境情報を掲載しており、「GPN グリーン購入ガイドライン対応商品」、「エコマーク認定商品」、「グリーン購入法適合商品」など、様々な視点で環境に配慮した商品を一つの表で多角的に比較することができる、環境の総合的な検索サイトです。市場で売られている約2万商品を取り扱っています。
 グリーンマーク	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。経済産業省所管の（財）古紙再生促進センターが取り扱っています。
 再生紙使用マーク	古紙パルプ配合率を示す自主的なマークです。古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています。3R活動推進フォーラム（旧ごみゼロパートナーシップ会議）で定められたものです。
 PETボトルリサイクル推進マーク	PETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度です。
 FSC 認証制度 (森林認証制度)	適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（FM認証）」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証（CoC認証）」の2種類の認証制度です。 NPOであるFSC（Forest Stewardship Council：森林管理協議会）が運営する国際的な制度です。
 PEFC 森林認証 プログラム	各国政府が定めた政府間プロセスと呼ばれる持続可能な森林管理のための基準に則って森林の管理が実施されていることを第三者が認証する「森林管理認証」、および、木製品や紙製品に関して森林管理認証を受けた森林から生産された木材を原料として一定の割合以上に使っていることがその生産、加工、流通の各段階で検証されていることを第三者が認証する「生産物認証（CoC）」を行います。

 <p>間伐材マーク</p>	<p>間伐材を用いた製品に表示することが出来るマークです。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するものです。</p> <p>マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類あります。</p> <p>日本の森林資源の保続培養、森林生産力の増進を図ることを目的とした協同組合である全国森林組合連合会が運営する制度です。</p>
 <p>国際エネルギー スタースタープログラム</p>	<p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。米国、日本のほか、EU等7カ国・地域が協力して実施している国際的な制度です。</p> <p>経済産業省が運営する制度です。</p>
 <p>省エネラベリング 制度</p>	<p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。</p> <p>表示方法等について JIS 規格が制定されています。</p>
 <p>統一省エネラベル</p>	<p>省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。</p>
 <p>自動車の燃費性能 の評価及び公表</p>	<p>自動車の燃費性能を示すマークで、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を5%以上、10%以上、15%以上、20%以上および25%以上上回る燃費性能を有するものにステッカーを表示する。</p>
 <p>低排出ガス車認定 (平成17年基準)</p>	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です。</p>
 <p>牛乳パック再利用 マーク</p>	<p>使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマークです。NPO法人「集めて使うリサイクル協会」が管理・運営し、市民団体である「全国牛乳パックの再利用を考える連絡会」とともに普及を図っています。</p>

主なグリーン購入商品総合案内サイト

サイト名	対象物品
グリーン購入法特定調達物品情報提供システム (「グリーン購入法.net」内のリンク) http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html	全般
エコ商品ねっと (「グリーン購入ネットワーク」内のリンク) http://www.gpn-eco.net/	全般
省エネ性能カタログ (財団法人 省エネルギーセンター) http://www.eccj.or.jp/catalog/index.html	家電製品、パソコン ガス石油機器 業務用エアコン 業務用コピー機
グリーン購入法適合車種リスト (社団法人 日本自動車工業会) http://www.jama.or.jp/eco/eco_car/green_list/index.html	自動車

* その他、各メーカーのホームページ・カタログにもグリーン購入適合品の情報が提供されています。

その他の参考資料

- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 22 年 2 月）

URL : <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h22bp.pdf>

- ・環境省「グリーン購入法.net」

URL : <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

- ・「グリーン購入ネットワーク」

URL : <http://www.gpn.jp>

改訂履歴

版数	制定・改廃 年月日	改訂ページ	改 訂 内 容
初 版	H13.12.21		
第 2 版	H14.12.20		<p>文章構成の変更による全面改訂 版数管理方式に変更し、「制定日」、「改定日」、「施行日」及び「版数」の各欄を追加した。 「調達実績の取りまとめ及び公表」の適用範囲を全行政機関から共同購入品に改め、その他については実績把握に向けて体制整備に努めることとした。 本文中の「実施日」を削除し、調達担当窓口を「総務部契約管財課」から「総務部財務課」に改めた。 環境省の「環境物品の調達の推進に関する基本方針の一部変更（平成 14 年 2 月 15 日）」の変更内容に合わせて、本方針の「対象品目」及び「調達の目標」の対象品目を改めた。</p>
第 3 版	H15.11.01	P.5～P.11	<p>平成 14 年度の調達実績の集計を全行政機関に対し行った結果を踏まえ、平成 15 年度における調達の目標値を「共同購入品」と「所属別予算購入品」とに分け、それぞれ達成可能な値を設定して、今後本方針の一層の周知と調達率の向上を図る。</p>
		P.5～P.56	<p>環境省の「環境物品の調達の推進に関する基本方針の一部変更（平成 15 年 2 月 28 日）」の変更内容に合わせて、本方針の「調達の目標」及び「別記」の対象品目を改めた。</p>
第 4 版	H17.12.27	P.4	<p>調達担当窓口を「総務部財務課」から「総務部管財課」に改めた。</p>
		P.7	<p>合併に伴い対象機関が拡大されたため、平成 17 年度における調達の目標のうち所属別予算購入品については努力目標とした。</p>
		P.12	<p>別記の「判断基準等」については、国の「環境物品の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断基準に準じているため、それを参照することとした。</p>
第 5 版	H18.10.1	p.2	<p>「調達実績の取りまとめ及び公表」の適用範囲を共同購入物品の他に所属別購入物品も対象とした。 調達担当窓口を「総務部管財課」から「総務部購買課」に改めた。</p>
		p.3～p.12	<p>環境省の「環境物品の調達の推進に関する基本方針の一部変更（平成 18 年 2 月 28 日）」の変更内容に合わせて本方針の「調達の目標」の対象品目を改めた。 各品目の【判断基準】と対応する環境ラベルを明記した。 共同購入と所属別購入の表をひとつにまとめた。</p>

		P.13.14	より適正で円滑な調達を図るため「環境物品を選択するための情報源」を別記した。
第6版	H20.1.23	P.3	○紙類の判断基準等を改めた。
第7版	H22.10.1	P.1~P.2	太田市環境物品等調達方針を改めた。 目的について、要旨をまとめた。 調達の判断基準がないものについては、努力目標とした。 調達担当窓口を「総務部購買課」から「物品調達担当課」に改めた。
		P.3~P.16	「別表 特定調達品目一覧表」について、環境省の「環境物品の調達の推進に関する基本方針の一部変更（平成 22 年 2 月 5 日）」を参考に、本方針内容の見直しを行った。 特に文具類の記載事項を詳細に明記した。
		P.17~P.19	「環境物品を選択するための情報源」について、マーク名の記載及び案内サイトの修正を行った。